

○ 総務省
財務省 令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める

省令の一部を改正する省令

(地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部改正)

第一条 地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令(平

成十八年^{総務省}財務省令第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「第七条第四項及び第二十一条第三項」を「第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項」に改める。

本則中「第七条第四項及び第二十一条第三項」を「第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項」に、「第七条第三項及び第二十一条第二項」を「第二十一条第三項及び第二十八条第二項」に、「同意」を「同意をしようとする地方債、同法第五条の三第六項に規定する届出を受けた地方債、同令第

十七条第三項に規定する報告を受けた地方債」に、「第四条各号」を「第九条各号」に改める。

附則第二項及び第三項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

(地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部改正)

第二条 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める

省令(平成十九年^{総務省}財務省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五条の四第一項第一号に規定する合算額」を「第五条の三第四項第二号に規定する実質赤字額」に、「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、同条第二号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第三条第四号中「第九条」を「第十条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。